

6月補正
予算の概要

6月議会にて予算化された
新型コロナウイルス感染症対策、原油価格・物価高騰対策
経費の概要をお知らせします

事業名	補正予算額	内容	問い合わせ
公共交通事業者緊急対策事業	244万円	燃料費高騰の影響を受けている公共交通事業者(乗合バス・タクシー)を対象に交付金を交付します ■交付額 乗合バス車両1台につき4万円 タクシー車両1台につき1万円	新館都市政策課(☎41-3554)
住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業	1億1,000万円	令和4年度に新たに住民税非課税世帯になった世帯および1月以降に家計が急変した世帯に対し給付金を給付します(一度給付を受けた世帯を除く) ■給付額 1世帯あたり10万円	新館地域福祉課(☎41-3572)
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	1億223万円	食費などの物価高騰に直面する、ひとり親世帯、低所得の子育て世帯に給付金を給付します ■給付額 児童1人につき5万円	新館地域福祉課(☎41-3575)
はなまき子育て世帯臨時特別支援金給付事業	1億7,173万円	原油価格や物価高騰の影響を受けている子育て世帯に支援金を給付します ■給付額 児童1人につき1万5,000円	新館地域福祉課(☎41-3575)
はなまき暮らしの継続応援事業	340万円	社会福祉協議会が実施する生活資金の貸し付け(緊急小口資金または総合支援資金の特例貸付)を受けた世帯に対し支援金を交付します ■交付額 貸付利用総額の40%	新館地域福祉課(☎41-3574)
中小企業持続支援事業	7,801万円	市内中小事業者が負担している地代や家賃の一部を支援します	本館商工労政課(☎41-3539)
中小企業持続支援事業補助金		花巻商工会議所が発行する「はなまき小判」について、販売枚数の増加分(9万枚を11万枚)およびプレミアム分の拡大分(8%を10%)を支援します	本館商工労政課(☎41-3534)
はなまき小判緊急拡大事業補助金		267万円	
運輸事業者運行支援緊急対策交付金	2,763万円	燃料費高騰の影響を受けている貨物自動車運送事業者を対象に交付金を交付します ■交付額 車両1台につき2万3,000円	本館商工労政課(☎41-3536)
観光・物産事業者等緊急対策事業	360万円	燃料費高騰の影響を受けている貸切バス事業者を対象に交付金を交付します ■交付額 車両1台につき4万円	本館観光課(☎41-3541)
学校保健事業	2,720万円	新型コロナ対策の徹底に必要な小学校および中学校で使用する保健衛生用品(消毒用エタノール、消毒用手袋など)を購入します	教育委員会学務管理課(☎41-3143)

*上記のうち補助金などの支援策については、実施に向けて調整中です。準備ができ次第、市ホームページなどでお知らせします

ワクチン接種の予約方法

ワクチン接種の予約は、下記のいずれかによりお願いします。いずれの方法も代理人による手続きが可能です。

予約する際には、市から送付された▶接種券一体型予診票▶接種日程(会場)一覧▶メモ用紙一を用意。接種日、会場、使用するワクチンの種類を確認し、予約してください。

①市コールセンターで電話予約
☎0120-383-225〔毎日(土・日曜日、祝日を含む)、午前8時30分～午後5時15分〕

②専用ウェブサイトアクセスして予約
専用ウェブサイト
(<https://g032051.vc.liny.jp>)



専用ウェブサイト
QRコード

③LINE(ライン)アプリを使って予約
LINE(ライン)アプリ
(<https://covid19.liny.jp/032051>)



LINE(ライン)
QRコード

④基礎疾患を有する人…次の①②のいずれかに該当する人
①次のいずれかの病気や状態の人で通院や入院をしている人
・慢性の呼吸器の病気、慢性心臓病(高血圧を含む)、慢性腎臓病、慢性肝臓病(肝硬変など)
・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
・血液の病気(鉄欠乏性貧血を除く)
・免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む)
・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害など)
・染色体異常
・重症心身障がい(重度の肢体不自由と重度の知的障がい(重複した状態))
・睡眠時無呼吸症候群
・重い精神疾患〔精神疾患の治療のため入院している、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合〕
・重い精神疾患を有する人として、精神障害者保健福祉手帳を所持しているまたは知的障がい(重複した状態)を有する人として療育手帳を所持している(通院または入院していない場合も該当)
②BMI(体格指数)が30以上の肥満の人
【BMIの計算式】
体重(㎏)÷{身長(㎝)}×身長(㎝)}

9月30日まで
支給期間を延長

国民健康保険・後期高齢者医療の加入者が対象
傷病手当金



国民健康保険または後期高齢者医療の加入者が、新型コロナウイルス感染症の感染または感染が疑われる場合に仕事を休むなどして、勤務先から給与を受け取ることができなかった場合に、傷病手当金を支給しています。

今回、支給期間に定められていた期間要件を9月30日まで延長。7月1日以降においても一定の期間、傷病手当金を受けられるようになりました。

■対象 次の要件を全て満たす人
▶国民健康保険または後期高齢者医療の加入者▶新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状で感染の疑いがあり、就労できなかった期間がある場合▶勤務先から給与の支払いを受けている加入者で、全額または一部の支給を受けられなかった場合

■支給期間 就労できなかった期間のうち、初めの3日間を除いた4日目以降の期間
※就労できなかった期間の4日目が令和2年1月1日～4年9月30日の間に含まれていることが要件
■支給額 1日につき、直近の連続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額の3分の2

*申請方法など詳しくは、市ホームページで紹介しています



国民健康保険の傷病手当金
QRコード



後期高齢者医療の傷病手当金
QRコード

【問い合わせ】本館国保医療課(☎41-3583)